

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	海南市 国民健康保険税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海南市は、国民健康保険税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

和歌山県海南市長

公表日

令和3年8月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	国民健康保険税の賦課に関する事務			
②事務の概要	地方税法等の規定又は国民健康保険法等の規定に則り、国民健康保険料(税)の賦課決定及び軽減申請書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書に関する確認 ②所得・資産の申告書に関する確認 ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認(※1) ④転入者等に係る所得照会 ※1. 現在は日本年金機構との情報連携開始は未定です。 情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会を行う。			
③システムの名称	1.国民健康保険(賦課)システム 2.特別徴収管理システム 3.統合宛名システム 4.中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル名				
1.所得・資産情報ファイル 2.減免・軽減申請情報ファイル 3.国保資格ファイル 4.国保特別徴収対象者情報ファイル 5.宛名情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の16の項、30の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条 ※第16項、第16条は「国民健康保険税」の場合のみ。			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の27の項(※1)、42の項、44の項(※2) 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第20条(※1)、第25条、第26条(※2) ※1. 第27項、第20条は「国民健康保険税」の場合のみ。 ※2. 特例対象被保険者に係る届出の確認は、国民健康保険(資格)システムで行っています。 ■情報提供は実施しない			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	くらし部 保険年金課			
②所属長の役職名	課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	海南市役所 総務部 総務課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8590			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	海南市役所 くらし部 保険年金課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8451			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年04月01日	I -5-②所属長	岡田 慎司	中納 亮介	事後	所属長の変更によるもので重要な変更にあたらない。
平成29年11月06日	I -7請求先	和歌山県海南市日方1525番地6	和歌山県海南市南赤坂11番地	事後	市役所の位置の変更によるもので重要な変更にあたらない。
平成29年11月06日	I -8連絡先	和歌山県海南市日方1525番地6	和歌山県海南市南赤坂11番地	事後	市役所の位置の変更によるもので重要な変更にあたらない。
平成31年04月01日	I -5-②所属長の役職名	中納 亮介	保険年金課長	事後	様式改正に伴う変更のため
平成31年04月01日	II -1-1いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	様式改正に伴う時点更新のため
平成31年04月01日	II -1-1いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	様式改正に伴う時点更新のため
平成31年04月01日	IVリスク対策	—	項目追加	事後	様式改正に伴う項目追加のため
令和2年01月01日	II -1-1いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	再実施に伴う時点更新のため
令和2年01月01日	II -1-1いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	再実施に伴う時点更新のため
令和3年08月30日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	■情報照会の根拠 番号法第19条7号	■情報照会の根拠 番号法第19条8号	事前	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に係る 特定個人情報保護評価書の記載内容の修正について
令和3年08月30日	II -1-1いつの時点の計数か	令和2年1月1日時点	令和3年7月1日時点	事後	見直しに伴う時点更新のため
令和3年08月30日	II -2-1いつの時点の計数か	令和2年1月1日時点	令和3年7月1日時点	事後	見直しに伴う時点更新のため